

第2回檜葉町職員不祥事の 再発防止に関する 第三者委員会 説明資料

日時：令和4年5月27日（金）

午後1時30分～

場所：檜葉町役場本庁舎3階大会議室

1. 新たな不祥事について

- ◆ 令和4年4月、無免許運転による道路交通法違反の容疑で政策企画課職員が現行犯逮捕された(詳細は資料2参照)。

【個人の問題】

- ・当初は免許証紛失により有効期限を把握していなかったが、免許証不携帯での運転は自覚しており、また免許失効の自覚後も私用車及び公用車の運転を継続していた。
→問題意識の欠如

【組織の問題】

- ・令和3年8月、全職員を対象として免許証や車検証の有効期限について照会を行っているが、免許証等の写しの提出までは求めていなかった。
→組織のチェック体制の甘さ

2. 委員から頂いた主なご意見ご質問①

(1) 土地改良区、保全会について

- ・両団体の作業と交付金の関係や、どのように私的流用していたのかを要整理
- ・両団体と町との権限及び責任の関係、役員人事、監査の実態は？
- ・チェック機能含め、町と外郭団体の関係性を要整理

(2) 人事管理について

- ・檜葉町に倫理規定はあるのか？
- ・悪事はしようと考えれば出来る。防ぐためにはそのような者を採用しない。
- ・職員採用後、どのような研修を行っているか？
- ・業者との関係性について、マニュアルや研修が必要。

2. 委員から頂いた主なご意見ご質問②

(3)入札制度の検討

- ・電子入札、封筒・郵便による入札等、他の入札方法との比較による検討
- ・誰でも見れるという入札情報の管理を今後どうするか？
- ・指名競争入札だけでなく、一般競争入札の検討は？
- ・設計価格(予定価格)の事前公表あるいは事後公表の有無
- ・最低制限価格(低入札調査基準価格)は設定されているか
- ・指名業者選定のルール、手順は？

(4)その他

- ・入札や横領に限らず、不祥事が起こりにくい仕組みづくり等の検討もすべき

3. 町と外郭団体との関係性①

◆外郭団体とは

…官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務を行う団体。

法令等明確な定義は無いが、団体設立に際し町が主体的に関わったかどうかを判断基準の一つとする自治体もある。



上記により、檜葉町土地改良区・保全会について町は外郭団体と位置付けてはいないが、町と関わりのある団体として関係性を比較する(資料3)。

3. 町と外郭団体との関係性②

◆「檜葉町土地改良区」、「檜葉町多面的機能広域活動保全会」の特異な点

①町職員が出向している団体での比較

- ・他団体は会計事務を出向先団体の職員が行っているのに対し、改良区・保全会は出向した町職員が行っている。

②町職員が会計事務を担当する団体での比較

- ・他団体は条例や規則等により事務局を課単位で定めているのに対し、改良区・保全会は支援依頼に基づき一職員単位で出向している。

4. 檜葉町土地改良区における整理

(1) 背景

◆ 土地改良区とは

- ・公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織
- ・農業者の発意により、土地改良法の定めで都道府県知事の認可によって設立される、
- ・農業用排水施設の新設・変更、農地の整備等工事を供なう事業や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行う。

◆ 土地改良法の改正

- ・高齢化による離農や土地持ち非農家の増加、組合員数の減少による業務執行体制の脆弱化等に対応するため、平成30年、土地改良法の一部を改正。
- ・様々な改正がされたが、特に、全国で頻発する不祥事に対応するため、監査体制の強化を目的として、現行では「監事の2分の1以上は組合員」を「監事のうち1人以上は原則員外監事」とした

4. 檜葉町土地改良区における整理

(2) 役員体制等の状況、権限及び責任

◆ 役員・事務局体制の状況 → 資料4を参照

◆ 権限及び責任

出向等にあたる職員の
権限や管理監督責任

=

原則、出向先に委ねる

※土地改良区における権限や責任も同様



町職員である以上、一定程度の管理監督は必要

◆ 改善した内容

① 土地改良区... 印鑑・通帳の管理、監査体制の強化

② 檜葉町 ... 支援職員増(事務局長)、定期的な確認及び助言、指導

5. 保全会における整理

(1) 背景

◆ 広域活動組織とは

- ・広域エリアにおいて複数の集落又は活動組織及びその関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織（詳細は資料5-1参照）

◆ 多面的機能支払交付金とは

- ・農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を目的とした交付金
- ・対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じ、年当りの交付金額を算出
- ・事業費の1/2を国、1/4が県（県が併せて町に交付）、町1/4負担
- ・計画的な活動のため、活動期間内は交付金の持越しが可能
（詳細は資料5-2参照）

5. 保全会における整理

(2) 檜葉町における広域活動組織、交付金について

◆ 檜葉町多面的機能広域活動保全会

- ・令和元年5月に設立し、活動計画期間は令和元年度～5年度
- ・組合員15名、役員5名からなり、役員の任期はR1.5.17～R6.5.31(5年間)
- ・役員は会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名
- ・専任の事務職員を持たず、事務局機能を檜葉町土地改良区に委嘱



交付金の支出を行う町職員が双方を兼ねていた

(交付金の事務フローは資料5-3参照)

権限や責任、改善した内容等は土地改良区と同様となる

6. 人事管理について

(1) 倫理観の重要性

◆ 3件の不祥事全ての共通事項＝倫理観の欠如

- ・不祥事を起こした職員は30～50代の係長～課長補佐
→入庁当時は持っていたはずの倫理観が、徐々に麻痺していった？
- ・特に土地改良区の横領については、即戦力を重視することで社会人枠の採用となり、倫理観の確認及び醸成が不十分であった。

◆ 公務員に求められる倫理観

- ・民間企業とは異なり、公益性、公平・中立性、公正性等、公務員特有の倫理が求められる。
- ・「行うべきことは行う」 → 住民の信頼を高める
「行っていけないことは行わない」 → 住民の信頼を損なわない

6. 人事管理について

(2) 倫理観醸成の方法と、その他検討内容

採用

昇進

退職

- ・欠格事由の調査
- ・檜葉町職員身元保証規則(R4.4.1施行)

入庁1年目の新規採用

入庁4、8、12年目、係長昇進、管理職昇進に伴う定期的な研修

社会人枠採用の場合、通常の採用職員向け研修に加え、個別に研修を実施

檜葉町倫理規程の策定、規程に係る事項の定期的な調査確認

※人事管理の詳細については資料6参照

7. 入札制度について

(1) 地方公共団体における契約の締結方法①

◆地方自治法第234条(契約の締結)

売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法による

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

◆地方自治法施行令第167条(指名競争入札)

地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。



原則は一般競争入札

※各契約方法の詳細については資料7参照

7. 入札制度について

(1) 地方公共団体における契約の締結方法②

◆地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

◆檜葉町財務規則第125条

施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) <u>工事又は製造の請負</u>	130万円
(2) <u>財産の買入れ</u>	80万円
(3) <u>物件の借入れ</u>	40万円
(4) <u>財産の売払い</u>	30万円
(5) <u>物件の貸付け</u>	30万円
(6) <u>前各号に掲げる以外のもの</u>	50万円

7. 入札制度について

(1) 地方公共団体における契約の締結方法③

	メリット	デメリット
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none">・<u>広範な参加機会の確保</u>・業者選考過程の透明化、公正化・競争性、経済性の高まり・発注者の恣意性の排除・<u>入札談合の防止</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>不適、不誠実業者の排除が困難</u>・過当競争、ダンピングによる質の低下・<u>入札審査、施工監督等の事務量の増加</u>・受注に偏り
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none">・誠実な業者の選定が可能となることから、<u>質の高い事業が確保できる</u>・<u>入札審査、施工監督等の事務量の軽減</u>・業者に対しても受注意欲を喚起できる・中小企業の受注機会の確保に対し配慮が可能	<ul style="list-style-type: none">・<u>業者指名過程が不透明</u>・恣意的な運用の恐れ・指名行為を通じての<u>競争性の低下と談合誘発の可能性</u>

7. 入札制度について

(1) 地方公共団体における契約の締結方法④

◆ 設計価格(予定価格)の公表

- ・入札契約適正化法は地方公共団体の契約における行政内部の事務執行や判断過程を公表することを義務付けており、入札及び契約に係る透明性の確保を求めている。
- ・設計価格(予定価格)の公表については入札の事前もしくは事後公表の方法があり、これは地方公共団体の判断に委ねられているが、事前公表の場合、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害について総務省も懸念している。

◆ 最低制限価格(低入札調査基準価格)の設定

- ・落札の下限に当たる価格で、これを入札価格が下回ると失格となる。
- ・不当に安い価格で落札されることを防ぎ、一定程度の品質の確保が可能となる。

7. 入札制度について

(2) 檜葉町における契約の締結方法

- ◆ 事業担当課が事業の設計額を積算し、設計額が檜葉町財務規則第125条で定める金額の範囲内であれば随意契約、範囲を超えるものであれば入札を実施
- ◆ 入札は基本的に指名競争入札
 - ・ 前述のメリット・デメリットを勘案しつつ、大きな理由は地元業者の育成
 - ・ 業者指名にあたっては、事業担当課が指名競争入札参加登録リストから指名実績や受注実績等を考慮した上で選定し、工事等指名運営委員会で審議、決定する。
- ◆ 設計価格(予定価格)は入札後の公表
 - ・ 前述の事前公表のデメリットを勘案し、入札終了後、役場庁舎で閲覧可能としている。
- ◆ 最低制限価格は設定をしている。

 入札の基本的事項は厳守しているが、入札方法(指名競争入札のみ)は課題

7. 入札制度について

(3) 条件(制限)付き一般競争入札①

◆地方自治法施行令第167条の5

普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売当の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

◆地方自治法施行令第167条の5の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的特性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

7. 入札制度について

(3) 条件(制限)付き一般競争入札②

◆公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定) より抜粋

「また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。」



地方自治法で原則とする一般競争入札での対応が可能であり、地域要件を設定することで檜葉町の考えともある程度合致する。

7. 入札制度について

(4) 条件付き一般競争入札制度の導入にあたる検討事項

◆ 現行制度との比較

- ・実際に導入した際のメリット・デメリットや、実務上の問題点等を確認する必要がある

◆ 導入時期

- ・これまで基本的に指名競争入札しか実施していなかったため、対外的に説明する期間が一定程度必要となる。

→令和5年度の導入開始が妥当か？

◆ 対象範囲の設定

- ・他自治体の事例を参考とし、工事のみを対象とするか？金額設定は？

◆ 規則改正やマニュアル作成

- ・制度導入の必要性や概要、実務について、総務課の入札担当者だけでなく全職員が理解し適切な事務執行が可能となるよう、規則改正や契約マニュアルの作成が必要

8. 不祥事が起こりにくい仕組みづくり

◆役場内部による定期的なチェック体制

- ・横領事件、無免許運転いずれも、最低限1年に1回の調査があれば早期発見が可能だった
→定期的なチェック体制の確立

◆外部組織による定期的なチェック体制

- ・自己点検、調査では見抜けないような不祥事のタネも、第三者的な視点で捕捉が可能
→定期的な外部によるチェック体制の検討

◆その他

- 第3回第三者委員会で町の検討案を提示

9. 今後のスケジュールと進め方

令和4年4月20日	第1回第三者委員会	委嘱状交付、町からの諮問、不祥事に係る現状報告
5月27日	第2回第三者委員会	・新たな不祥事の発生と問題点の整理 ・第1回会議を踏まえた状況の整理、問題点の深堀
6月下旬	第3回第三者委員会	再発防止策の検討
7月下旬	第4回第三者委員会	全体的な整理と答申案の検討
8月下旬	第5回第三者委員会	町への答申